第 1170 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 10月 7日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤役員の親戚に対する慶弔金と旅費

Ｑ：社長の奥さんの父親が亡くなりましたので、相当額の香典と花輪を贈呈しました。

また、告別式に参列するために帰郷する社長と奥さんの交通費も会社が負担したのですが、これらはすべて福利厚生費になりますか。

Ａ：香典と花輪の費用は福利厚生費になりますが、交通費は社長の賞与となります。

【解説】

役員及び使用人（役員及び使用人であった者を含みます）又はその親族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準に従って支給される金品に要する費用は交際費ではなく福利厚生費となります。

ところで、中小企業では、その支出する祝金、見舞金等について一定の支給基準を定めていないところが多いようですが、このような会社が慶弔金を支出したときに、慶弔規定がないからといって、必ずしも交際費とすることはなく、その支給金額が世間一般に相当な金額であれば、福利厚生費として取り扱われると思われます。

ご質問の場合、香典と花輪の費用が世間一般に相当と認められる金額である限り、福利厚生費とすることができるものと思われます。

しかし、帰郷の際の交通費については、社長に対する賞与として取り扱われることになります。社長や奥さんが帰郷するのは、会社の代表としてではなく、むしろ子供と父親との関係の上からであり、交通費については当然社長個人の負担すべきものと考えられるからです。